

広島県告示第七百四十九号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功^{しゅん}を次のとおり認可した。

令和5年5月8日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日^{しゅん}

令和5年4月26日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名^{しゅん}

(1) 名称及び所在地

株式会社三和ドック

尾道市因島重井町600番地

(2) 代表者の氏名及び住所

寺西 勇

尾道市因島土生町1327番地2

3 埋立区域

(1) 位置

第1工区

尾道市因島重井町字深浦新開290番4に接する護岸から同字後側556番を経て561番9に至る間の地先公有水面

(2) 区域

第1工区

次の各地点を順次結んだ線及び1の地点と21の地点を結んだ線により囲まれた区域

1の地点 尾道市因島重井町字後側564番1の国土地理院四等三角点「長串」（北緯34度21分26秒2112、東経133度09分04秒4267、標高39.87mから77度39分32秒205.75mの地点

2の地点	1の地点から	165度42分43秒	42.67mの地点
3の地点	2の地点から	194度04分37秒	1.70mの地点
4の地点	3の地点から	284度01分08秒	8.02mの地点
5の地点	4の地点から	284度41分41秒	24.65mの地点
6の地点	5の地点から	284度41分38秒	2.35mの地点
7の地点	6の地点から	261度40分06秒	2.77mの地点
8の地点	7の地点から	231度26分46秒	23.30mの地点
9の地点	8の地点から	141度25分47秒	0.60mの地点
10の地点	9の地点から	175度56分20秒	1.00mの地点
11の地点	10の地点から	236度06分46秒	18.71mの地点

12の地点	11の地点から	274度26分35秒	8.64mの地点
13の地点	12の地点から	265度24分57秒	1.56mの地点
14の地点	13の地点から	350度42分52秒	4.80mの地点
15の地点	14の地点から	250度14分21秒	1.19mの地点
16の地点	15の地点から	277度52分03秒	1.24mの地点
17の地点	16の地点から	279度27分40秒	7.54mの地点
18の地点	17の地点から	288度18分51秒	4.81mの地点
19の地点	18の地点から	329度55分34秒	11.98mの地点
20の地点	19の地点から	304度59分19秒	13.49mの地点
21の地点	20の地点から	309度58分13秒	10.73mの地点

(3) 面積

第1工区

3,683.86平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

令和4年6月20日 広島県告示第492号

(令和4年6月8日付け指令港振第1205号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

尾道市